

第4回 質の高い教師の確保特別部会(令和5年9月26日)提出資料

戸田市教育委員会教育長 戸ヶ崎 勤

1. 教育委員会の責務

教育関係者の中では、働き方改革はもう一定の限界に達したというような意見も一部にある。しかし、時間外在校等時間が上限時間を超えた場合に、所管に属する各学校における業務や環境整備等の状況について、教育委員会は事後的な検証を行うべきこととされているものの、今回の文部科学省の資料によると5割を切るなど、令和元年の改正給特法施行から既に4年目になるにもかかわらず、働き方改革について各教育委員会の本気度には相当の差がある。

各教育委員会が自らの役割を的確に理解し、この問題に本気になって取り組むことが不可欠である。そのため、本部会においては、各教育委員会の自らの責務を明確に示すとともに、取組が弱い教育委員会を含めて、全ての教育委員会が教師の健康福祉の確保等に向けた取組をしっかりと実施するような方策を考えていくことが必要ではないか。

特に、サービスを監督する市町村教育委員会は、自らの責務として、各学校の取組をしっかりとフォローアップしながら、長時間勤務の要因や課題等の把握を通じて、各学校に対する取組の見直しの促進や必要な環境整備の支援など、PDCAをしっかりと回して対応することが必要である。また、都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会の好事例を横展開すると共に、取組が弱い教育委員会などにはピンポイントで具体的な支援を行っていく必要がある。

2. メリハリのある対策

また、全国の学校はどこも同じように「大変、多忙」というイメージがあるが、個々の教育委員会、学校、教師によって状況は大きく異なる。指針に定める45時間以内を目指すということは前提としつつ、いわゆる過労死ラインとされる月80時間以上の勤務が常態化している教師など、そのままの状態が続くことで健康を害し、ひいては生命にも影響が出かねないような教師に対して、集中的に改善を図る取組を行うことも必要である。

さらに、国の強いリーダーシップの下、校長や教育委員会が、自分事として、本気で業務改善に取り組んでいくという決意の下、教師の健康及び福祉の確保を図るため、客観的に把握した時間外在校等時間に基づき、教師の業務量の適切な管理を行っていく必要がある。また、教育環境整備も含めた必要な健康確保措置も行っていくことも必要である。

時間外在校等時間の縮減に向けた取組の3ステージ

1 市教育委員会主導による意識改革（80h超の解消）

- 戸田市チーム学校運営委員会「3K（可視化、共有化、効率化）」の取組
 - 民間企業の社員を3ヶ月間、学校へ派遣
 - 学習指導要領の趣旨の実現と働き方改革の取組を車の両輪に
 - 学校における働き方改革に係る緊急提言（H29.8）の積極的な取組
 - 戸田市部活動の在り方に関するプロジェクト（ガイドラインの作成）
- 100h超が目立っていたが、**学校の自走もはじまり80h超が大幅に減少**

2 校長会ピアレビューと学校の創意工夫（市内全校への横展開）

- 学校行事の教育効果の再考など
- 学校間格差が大幅に減少するとともに、**80h超がさらに減少**

3 個に応じた教職員への支援

- 80h時間超の教職員を中心に管理職による面談を強化
- 本人及び管理職に対して**教育委員会事務局職員による面談**
- 小学校は80h超は0で、45h超が各校数名 → 県内でトップクラス
- 中学校は80h超が全体で数名、45h超が各校数名 → 県内でトップクラス
- いずれも、大会等の役員、全国大会出場の顧問など市外等の要素による
- 教頭、主幹教諭、初任者など特定の職種への支援



緊急提言を受けた自分事としての取組（令和5年9月～）

1 総合教育会議

- 教育を取り巻く環境の改善には、**教育委員会と首長部局との連携が不可欠**
- 市長及び教育委員から以下のような取組が考えられると発言
- ◆**地域住民・市議会に対して「学校・教師が担う業務に係る3分類」について周知**
- ◆**人的・物的支援に係る予算措置を検討**
- ◆**保護者・地域住民からの要望等に対し市教委・首長部局含めチーム戸田市で対応**

2 校長会ピアレビュー

- 全校長が当事者意識を持ち、**学校主体でできることや、一斉に取り組むべきこと等**を検討
- 短期（今すぐ）、中期（R6当初）、長期（3年以内）**にできることを検討
- 外部人材の活用及び専門家からのコンサルティングとフィードバック

3 学校運営協議会研修

- 市教委主導**で市内全小中学校の学校運営協議会委員・管理職の研修を実施
- 緊急提言及び「学校・教師が担う業務に係る3分類」**についての周知
- 学校運営協議会が主体となることができることの検討
- 学校運営協議会を主体として、学校の働き方改革を推進している**事例の共有**

4 その他

- 市の広報誌**に「3分類」について掲載し、**市民へ啓発**
- 学校から保護者等に「3分類」等の啓発（学校だより、SNS、HPなど）

